

## 競争入札参加資格に関する公示

令和2・3・4年度における日本赤十字社（さいたま赤十字病院）の物品製造、建設工事等にかかる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について、次のとおり公示する。

令和2年1月20日

さいたま赤十字病院  
院長 安藤 昭彦

### 第1 業種及び調達物品等の種類

競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達物品等の種類は、別表1のとおりとする。

### 第2 競争入札に参加することができない者

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
  - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
  - カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - キ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次の各号の一に該当する者
  - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以

下同じ)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条6号に規定する暴力団員(以下暴力団という。)と認められる者。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者。

(4)前三項の規程に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加することができない。

### 第3 競争入札参加の資格審査

(1)競争入札に参加しようとする者の資格審査は、以下のとおり行う。

ア 物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け：別表2の1により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

イ 設計・測量：別表2の2により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

ウ 建設工事：経営事項審査結果通知書にかかる「建設工事の種類」の総合評価値に基づき行う。

(2)競争入札に参加できる者の資格は、前項の付与数値により別表3の区分に基づいて格付けする。

### 第4 競争入札参加資格審査の申請

(1)「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書」の受付

定期受付は、令和2年1月20日から令和2年2月28日までとする。

随時受付は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとするが、資格を認定した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

## (2) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添えて、さいたま赤十字病院 担当課 [〒330-8553 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地5 電話048-852-1111] に提出すること。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く9時から16時（12時から13時を除く）とし、郵送の場合は、書留郵便で、受付時間内に必着のこと。

なお、添付書類は、コピー機等により複写したもので内容が鮮明であれば写しでも可とすること。

ア 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類等であればパンフレット等でも可とすること。）

イ 法人の場合：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3ヵ月以内）

個人の場合：申請者本人の住民票（発行から3ヵ月以内）及び身分証明書

ウ 法人の場合：財務諸表（申請日から直近の1ヵ年分）

個人の場合：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書

エ 法人の場合：法人税及び消費税の納税証明書 様式その3の3  
（発行から3ヵ月以内）

個人の場合：申告所得税及び消費税の納税証明書 様式その3の2  
（発行から3ヵ月以内）

オ 総合工事及び専門工事の申請をする場合

直近の経営事項審査結果通知書

カ その他証明資料

希望する業種で、営業にあたっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写しなど。

キ 返信用封筒（長さ14～23.5cm 幅9～12cm、あて先を記入し、所定料金の切手を貼ったもの）を添付すること。

## 第 5 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

## 第 6 資格の有効期間

この公示に基づき以下のとおりとする。

(1) 定期受付：令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(2) 随時受付：資格を認定した日から令和5年3月31日までとする。

## 第 7 資格の取り消し

- (1) 競争参加資格者が、第2に該当した場合若しくはその疑いがある場合、又は、競争入札参加資格審査申請に虚偽がある場合若しくはその疑いがある場合は、事実を調査し、競争入札参加資格者として不適當であると認められた場合は、その参加資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加資格者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その参加資格を取り消すことがある。

## 第 8 その他

### (1) 申請内容の変更

有資格者が、次の事項に変更があった場合には、「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

- ア 商号又は名称
- イ 代表者名
- ウ 住所（電話番号・FAX番号）等
- エ 希望する資格の種類

### (2) 会社更生法及び民事再生法に基づく更正手続開始の決定等を受けた者の手続き

有資格者が、会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書
- イ 「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」（変更がある場合）

### (3) 合併・分社・廃業等の手続き

有資格者に合併・分社・廃業等があった場合はさいたま赤十字病院（担当課）へ速やかに連絡すること。

### (4) 資格審査結果通知書の再発行

紛失による再発行依頼については、さいたま赤十字病院（担当課）に速やかに連絡すること。

## 第 9 留意事項

本参加資格は、さいたま赤十字病院が実施する競争入札において有効であること。ただし、競争入札により、別の指示がある場合を除くこと。

別表1 業務及び調達物品等の種類

(1) 物品の製造

	業 種	具 体 的 事 例
101	衣服・その他繊維製品	制服、作業服、寝具等
102	ゴム・皮革・プラスチック製品	タイヤ、かばん、合成皮革、FRP等
103	窯業・土石製品	ガラス、陶磁器等
104	非鉄金属・金属製品	アルミ、ブリキ、洋食器、刃物、手工具等
105	フォーム印刷	ビジネス帳票等
106	その他印刷	オフセット印刷、軽印刷等
107	図書	書籍、新聞、出版等
108	電子出版物	CD-ROM、MO等
109	紙・紙加工品	製紙、紙製品、ダンボール等
110	車両	自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等
111	その他輸送・搬送機械器具	ヘリコプター、航空機等
112	船舶	船舶、ボート、ゴムボート等
113	燃料	ガソリン、軽油、灯油等
114	家具・什器	事務机、椅子、ロッカー等
115	一般・産業用機器	印刷機、ボイラー等
116	電気・通信用機器	家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等
117	電子計算機	コンピューター、汎用ソフトウェア等
118	精密機器	軽量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等
119	医療用機器	MRI、CT、成分採血装置、ベッド等
120	事務用機器	帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等
121	その他機器	厨房器具、消火器具、消火装置等
122	医薬品・医療用品	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬等
123	事務用品	事務用品、文具等
124	土木・建設・建築材料	セメント、木材、砂利等
125	救護用備品	担架、エアータント、天幕、軽便寝台等
126	救急法等講習備品	蘇生法訓練用人形、レスキューボード等
127	採血用備品	採血バッグ、成分採血キット等
128	表彰用備品	徽章、楯、贈与品等
129	工業薬品	次亜鉛素酸ナトリウム、工業用ガス等
130	その他	食料品、雑貨、運動用具、その他

別表1 業務及び調達物品等の種類

(2) 物品の販売

	業 種	具 体 的 事 例
201	衣服・その他繊維製品	制服、作業服、寝具等
202	ゴム・皮革・プラスチック製品	タイヤ、かばん、合成皮革、FRP等
203	窯業・土石製品	ガラス、陶磁器等
204	非鉄金属・金属製品	アルミ、ブリキ、洋食器、刃物、手工具等
205	フォーム印刷	ビジネス帳票等
206	その他印刷	オフセット印刷、軽印刷等
207	図書	書籍、新聞、出版等
208	電子出版物	CD-ROM、MO等
209	紙・紙加工品	製紙、紙製品、ダンボール等
210	車両	自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等
211	その他輸送・搬送機械器具	ヘリコプター、航空機等
212	船舶	船舶、ボート、ゴムボート等
213	燃料	ガソリン、軽油、灯油等
214	家具・什器	事務机、椅子、ロッカー等
215	一般・産業用機器	印刷機、ボイラー等
216	電気・通信用機器	家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等
217	電子計算機	コンピューター、汎用ソフトウェア等
218	精密機器	軽量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等
219	医療用機器	MRI、CT、成分採血装置、ベッド等
220	事務用機器	帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等
221	その他機器	厨房器具、消火器具、消火装置等
222	医薬品・医療用品	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬等
223	事務用品	事務用品、文具等
224	土木・建設・建築材料	セメント、木材、砂利等
225	救護用備品	担架、エアータント、天幕、軽便寝台等
226	救急法等講習備品	蘇生法訓練用人形、レスキューボード等
227	採血用備品	採血バッグ、成分採血キット等
228	表彰用備品	徽章、楯、贈与品等
229	工業薬品	次亜鉛素酸ナトリウム、工業用ガス等
230	その他	食料品、雑貨、運動用具、その他

別表1 業務及び調達物品等の種類

(3) 役務の提供

	業 種	具 体 的 事 例
301	広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
302	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
303	調査・研究	調査、研究、検査、コンサルタント等
304	情報処理	統計、集計、データ入力、媒体変換等
305	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
306	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
307	会場等の借り上げ	施設借り上げ、会場設営等
308	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
309	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、機器保守、電話交換等
310	運送	タクシー、ハイヤー、運送、荷造り、倉庫等
311	車両整備	自動車、自動二輪、航空機、ヘリコプター等の整備
312	船舶整備	船舶、ボート等の整備
313	電子出版	DVD、ビデオ、CD、CD-ROM、MO等の作成
314	救護用備品等の整備	業務用無線機、発電機、エアータント等の整備
315	不動産	不動産業
316	保険	生命保険、損害保険等
317	人材派遣	医事業務、検体検査、受付業務、経理事務等
318	研修	研修業務
319	その他	各種業務委託等

(4) 物品の買受け

	業 種	具 体 的 事 例
401	立木竹	林産物の買受け等
402	その他	鉄屑回収、古紙回収等

別表1 業務及び調達物品等の種類

(5) 建設工事

ア 総合工事

	業 種	
501	土木一式	
502	建築一式	

イ 専門工事

	業 種	
503	大工	
504	左官	
505	とび・土・コンクリート	
506	石	
507	屋根	
508	電気	
509	管	
510	タイル・れんが・ブロック	
511	鋼溝造物	
512	鉄筋	
513	舗装	
514	浚渫	
515	板金	
516	ガラス	
517	塗装	
518	防水	
519	内装仕上	
520	器械器具設置	
521	熱絶縁	
522	電気通信	
523	造園	
524	さく井	
525	建具	
526	水道施設	
527	消防施設	
528	清掃施設	
529	解体	



別表1 業務及び調達物品等の種類

(6) 設計・測量

	業 種	
601	測量・地質調査	測量、土質・地質調査
602	建築設計・管理	建築設計、電気・給水衛生・空調設備等設計、 施行管理
603	建設コンサルタント	不動産調査・評価等
604	その他	補償、土木関係等コンサルタント

別表2 付与数値

1. 物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受けの付与数値

(1) 年間平均精算（販売）額

年間精算（販売）額		物品の製造	その他
200億円以上		60	65
100億円以上	200億円未満	55	60
50億円以上	100億円未満	50	55
25億円以上	50億円未満	45	50
10億円以上	25億円未満	40	45
5億円以上	10億円未満	35	40
2.5億円以上	5億円未満	30	35
1億円以上	2.5億円未満	25	30
5,000万円以上	1億円未満	20	25
2,500万円以上	5,000万円未満	15	20
	2,500万円未満	10	15

(2) 自己資本額

自己資本額		物品の製造	その他
10億円以上		10	15
1億円以上	10億円未満	8	12
1,000万円以上	1億円未満	6	9
100万円以上	1,000万円未満	4	6
	100万円未満	2	3

(3) 流動比率

流動比率		共通
140%以上		10
120%以上	140%未満	8
100%以上	120%未満	6
	100%未満	4

(4) 営業年数

営業年数		物品の製造	その他
20年以上		5	10
10年以上	20年未満	4	8
	10年未満	3	6

(5) 機械設備等の額

機械設備等の額		物品の製造のみ
10億円以上		15
1億円以上	10億円未満	12
5,000万円以上	1億円未満	9
1,000万円以上	5,000万円未満	6
	1,000万円未満	3

別表2 付与数値

2. 設計・測量の付与数値

(1) 年間平均精算（販売）額

年間精算（販売）額		設計・測量
20億円以上		90
10億円以上	20億円未満	75
5億円以上	10億円未満	60
1億円以上	5億円未満	45
	1億円未満	30

(2) 自己資本額

自己資本額数は自己資本額を年間平均実績高で除しものに100を乗じて得た数値とする。

自己資本額		設計・測量
10以上		30
5以上	10未満	20
	5未満	10

(3) 技術力

技術力の数値は、業種ごとの有資格者の数をもってさいたま赤十字病院契約行為者が定めるところにより算出した数値に応じ、次の右の数値とする。

技術力		設計・測量
110以上		150
65以上	110未満	125
40以上	65未満	100
15以上	40未満	75
	15未満	50

(4) 営業年数

営業年数		設計・測量
35年以上		30
25年以上	350年未満	25
15年以上	25年未満	20
5年以上	15年未満	15
	5年未満	10

別表3 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

(1) 物品の製造

付与数値	等級	予定価格の範囲	
90点以上	A	3,000万円以上	
80点以上 90点未満	B	2,000万円以上	3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	400万円以上	2,000万円未満
55点未満	D	400万円未満	

(2) 物品の販売、役務の提供等

付与数値	等級	予定価格の範囲	
90点以上	A	3,000万円以上	
80点以上 90点未満	B	1,500万円以上	3,000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上	1,500万円未満
55点未満	D	300万円未満	

(3) 物品の買受け

付与数値	等級	予定価格の範囲	
70点以上	A	1,000万円以上	
50点以上 70点未満	B	200万円以上	1,000万円未満
50点未満	C	200万円未満	

(4) 建設工事（総合工事）

経営事項審査総合評定値	等級	予定価格の範囲	
1,200点以上	A	7億2,000万円以上	
1,000点以上 1,200点未満	B	3億円以上	7億2,000万円未満
800点以上 1,000点未満	C	6,000万円以上	3億円未満
800点未満	D	6,000万円未満	

(5) 建設工事（専門工事）

経営事項審査総合評定値	等級	予定価格の範囲	
1,000点以上	A	1億5,000万円以上	
800点以上 1,200点未満	B	4,000万円以上	1億5,000万円未満
700点以上 800点未満	C	1,200万円以上	4,000万円未満
700点未満	D	1,200万円未満	

(6) 設計・測量

数値	等級	予定価格の範囲	
210点以上	A	1,000万円以上	
140点以上 210点未満	B	300万円以上	1,000万円未満
140点未満	C	300万円未満	